

第6回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第6回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年7月25日（火曜日）
午前11時38分 ～ 午後1時01分
実会議時間 / 1時間19分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 なし

出席委員 佐藤 徹哉 委員長 栗原 晃 副委員長
箭内 好彦 委員 蛇石 郁子 委員
飯塚 裕一 委員 折笠 正 委員
佐藤 栄作 委員 山口 信雄 委員
岩崎 真理子 委員 但野 光夫 委員
塩田 義智 委員 近内 利男 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会事務局長	伊藤 栄治	議会事務局次長 兼総務議事課長	伊藤 克彦
総務議事 課長補佐	渡邊 信幸	政務調査係長	佐藤 真人
主 任	吉田 香織	主 査	片桐 智子
主 査	佐久間 智規	主 査	柴田 悠

会議に付した事件

政務活動費の運用における課題について

現地調査の有無

なし

午前11時38分 開会

○佐藤徹哉委員長 ただいまから第6回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日、欠席等の届出はありません。

それでは、委員会記録署名委員の指名を行います。

委員長において山口信雄委員を指名しますので、よろしくお願いします。

それでは、協議に入ります。

今回は、前回からの継続協議となりました按分の考え方について、新たな協議項目である要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について及び備品の耐用年数について協議したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、まず協議事項1のア、按分の考え方について協議いたします。

前回の委員会において自動車燃料費、通信料、備品、事務機器リースについて、それぞれ委員の皆さんからさまざまな意見が出されました。

まず、現在の按分の考え方について再度確認をしたいと思いますが、現在は政務活動とその他の議員活動及び私的生活の区別が難しい項目について、政務活動4分の1、政務活動以外の議員活動4分の1、私的生活2分の1としており、この考え方に基づいた按分率を適用し、自動車燃料費及び通信費について4分の1としております。

按分率の検討に当たっては重要な部分でございますので、この部分についてご意見をいただきながら協議を進めてまいりたいと思います。

委員各位の発言を許します。但野委員。

○但野光夫委員 前回の委員会で、たしかどこの会派も現状でいいのではないかというお話があったのですが、改めて自動車燃料、通信費に関して4分の1、今までの考え方でおおむねいいのではないかと思います。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 社会民主党も同様で、ここに落ち着いた経過があるので、今までの経過を尊重すべきと会長から承っております。

よって、按分率は現状のままでいいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 近内委員。

○近内利男委員 前回、欠席して申しわけありませんでした。その後1カ月過ぎまして、会派でも話し合いをしました。この按分率について、現在の4分の1という決まりは、今から5年前ですか、平成24年ごろの決め方だと思いますが、その後いろいろと情勢の変化などがあり、志翔会としては2分の1が妥当ではないかと。

理由としては、事務局の資料の2にありますように、按分ではなく月額というのが12市、按分率2分の1が17市で、これで29市でありまして、その中での取り扱いを見るといろいろありますが、6月28日に配付された中核市の状況の資料の中でナンバー39、高松市の支給額が月額10万円で、自動車燃料費、通信費が2分の1になっております。ちなみに高松市の面積は375平方キロメートルくらいで、本市の757平方キロメートルと比較すると半分くらいの面積にもかかわらず2分の1を適用しているということも、一応参考になるかどうかわかりませんが、高松市の面積を調べさせていただいた結果、本市の半分くらいであるということです。

それから、平成24年以降の情勢の変化としては、郡山市は議会基本条例を制定し、また6月議会においては自殺対策基本条例を制定して、その中における議会及び議員の責務ということで、調査研究を積極的に行うということがありますので、平たく言えば、以前よりももっと議員活動をしなければいけないということだと思います。もっと調査研究や、市民に対する情報発信をしていかなければいけないときに、以前の決め方の4分の1というのは妥当だろうか。その妥当性というのは、その時代時代に依拠して変化するものなので、決めるときはそれがよかろうということであったかもしれませんが、その後基本条例をつくったことや、さらに前回の資料にもありますが、地方自治法の改正によって議員活動の範囲が拡大したということ。

そういう要素を鑑みると、2分の1にしてもいいのではないかと。ガソリンのハイブリッド化などによって、実際は消費していないように思われますが、議員の活動の範囲、自由性を考えると前回と同じでは、時代の変化、郡山市議会の変化に合っていないのではないのでしょうか。一応、志翔会、現在17名の意見として2分の1を申し上げたいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 私ども新政会でも話し合いを持ちました。

実は、この前に行政視察で旭川にお邪魔しました。旭川というのは、面積と人口、郡山市とほとんど変わらないというところですが、その自動車燃料費は約2分の1、上限2万円という形になっていました。このことに関して詳しい話をしたわけではありませんけれども、面積等も非常に広いし、私ども新政会のメンバー8人ですが、そのうち6人は、どちらかというと郊外の者が多いものですから、非常に行動範囲は広いもので、今まで4分の1という話もありましたけれども、やはりいきなり2分の1という形よりは、3分の1という形で、市民の皆さんの心情を考えたときに、その辺の落ち着き先というのも考えられるのかなということで、私どもとしては3分の1が適当だと思ってお知らせさせていただきます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 これまで各会派からいろいろと意見を出されながら審議をしてきたところですが、私たちの会派で改めてその按分率という数字、例えば2分の1ですとか、今、こちらのほうからは3分の1、それから現在の4分の1。この根拠は何かというところで話し合ってみたのですが、根拠が明確に語れないとすれば、対象外にするという考え方もあるのではということで話し合いをしてきました。

このいただいた資料でも、さまざまに自治体ごとに違うわけです。対象外になっている自治体もあれば、会派の控室のみの通信料を対象にするところや、さまざまにあるわけですが、この間の議論でも申し上げましたが、地域性ということも考慮して考えた場合に、市民生活が大変厳しい状況になってきているということもあり、市民の皆さんに明確な説明が示せないとすれば、それは改めて議論をしながら、しっかりと透明性、それから説明責任を果たせないということになるのであれば、これは対象外ということもあり得るという、そういう話し合いを私たちの会派ではしてきたところですよ。

なお、今まで話し合いをしてきた中で、今日改めて各会派の意見を出すということですが、いろいろと分かれるところでもあるかなと。ですので、これまでと同様であっても、この席上でそれぞれの会派の意向をしっかりと出し合いながら検討し、今後必要なのか、今日結論に至るのか、その辺のことも同時に考えていかなくてはならないのではないかと考えています。以上です。

○佐藤徹哉委員長 蛇石委員。

○蛇石郁子委員 私は、按分等の取り扱いについては、前回のとおりに現状維持を皆さんにお伝えします。

自動車燃料費の按分率が郡山市では4分の1になっていますが、実際にさまざまな活動をきめ細やかになさっている個々の議員もいらっしゃるんで、本当にガソリン代に対する支出の割合は確かに大きいと、私も事情は理解しております。

ですが、やはり前々回の5月26日に事務局の資料で出していただきました判例等にあるように住民監査請求等が住民からなされた場合、裁判になっていく可能性も全くゼロではないということもあると思いますので、あえて議員みずから、少し厳しい状況に身を置くということで4分の1の現状維持を再度申し上げたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 志翔会の2分の1も、私の気持ちの中では十分理解しております。

ただ、今回、こういうウェブ公開する状況の中で、やはりこれからの説明責任、どのように市民の皆さんにわかっていただくのかということも考えた場合、市民の皆さんの感情を考えると、私は基本的に4分の1でいくのが妥当ではないかと考えています。

ただ、この中で、会派控室の通信費は、私は全額出してもいいのではないかと。ただ、そのほかの通信費というのは、今までの考えどおりでいいのではないかと思います。

ちなみに、私の会派控室には外線は入っておりません。以上です。

○佐藤徹哉委員長 ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 現状維持というご意見が5つ、あと按分率を2分の1にするべきという考え方が1つ、それと按分率を3分の1にするという考え方が1つで、今発言を受けております。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 これまで郡山市議会の基本的な考え方として、私的な活動の部分が2分の1、政務活動以外の議員活動が4分の1、政務活動が4分の1という考え方ですが、2分の1という考え方や、対象外にしている他市の事例等はございます。2分の1が多いとか、対象外にしているところもあることを参考にするというのはあると思いますが、郡山市議会としての考え方を、整理しておくことが大事な部分であると思います。例えば、先ほど2分の1といった場合の考え方の部分をしっかりしていく必要があると思います。

先ほど蛇石委員からもありましたが、一つの判例として仙台高裁の事例を引用して、今まで政務活動費の按分率を4分の1とした事例がございます。こちらは、それが根拠としてすべてかということ、すべてではない部分があります。判例に関しましては、それぞれの自治体の実情に応じて裁判になった結果という部分がありまして、それがすべてということではありませんが、一つの方向性、参考となる部分として判例はあるという部分もございますので、もし按分の考え方として整理するのであれば、他市がこうだからということではなくて、郡山市議会としてという考え方を整理していただければと思います。事務局としては以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 それを受けてご意見ございますか。岩崎委員。

○岩崎真理子委員 市民の皆さんに按分率がなぜ2分の1なのか、4分の1なのか、3分の1なのかという説明をするときに、郡山市議会としてできるのかが非常に疑問になってきました。

それぞれの会派で話し合ってきて、これが妥当だということで、今ここで出されたのですよね。ということは、現在、按分率が4分の1ですが、それを実態に合わせて変えてなど、いろいろ理由はあるかと思いますが、2分の1、3分の1を主張する会派もあるわけです。ですから、市民の皆さんに、郡山市議会として3分の1にする説明はどうされるのか、2分の1にする理由はどういうことなのか、ここの説明がつかないというのは少し困ると思います。

もともと、なぜ按分率を適用するかといったときには、実費精算が非常に難しいということだったわけです。本来なら実費精算されるのが一番、市民の皆さんには説明がつくわけですが、どこまでが議員活動で、どこまでが議会活動かという、この線引きが難しいから按分率を採用しようとしたわけです。その按分率がそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1とする説明をどうされるかと。納得いく説明が私たち市議会のできるのかが今問われていると思います。

ですから、単純に現行維持でいいのではないかとはいかないのではないのでしょうか。その議論が必要ではないかということをお願いしておきたいと思います。

○佐藤徹哉委員長 つまり、現行を維持するにしても、どうして按分率が4分の1なのかのという根拠は、ここで練らなければならないという考え方ですね。近内委員。

○近内利男委員 数字の取り扱いについては大変難しい面があるというのは承知しています。例えば、議員定数一つを見ても、もともとは44人でしたが、そこから条例改正を経て、42人、40人となり、現在、38人になりました。それも議会の中で議論を重ねて38人になりました。38人という定数は、その科学的根拠は何かということで、大学教授を呼んで講演会を開いても、明確な算出根拠はありませんというのが結論でありました。

だから、按分率は、科学的根拠をどこまで求めて算出するものなのかということが曖昧だから、判例が登場すると理解しています。その判例も時々社会情勢によって変化していくものですから、だから判例も1足す1が2のような科学的根拠があるわけではないことになりしますので、そういうことを鑑みて2分の1という、先ほどの主張になったわけです。繰り返しになりますが、議員としての自由裁量性のような幅を持たせてもいいのではないかと思います。

その中で、実際使った、使わないというのは、この結果ですから、科学的根拠を求められてもなかなか難しいところはある。事務局の資料を見ると、この29市の取り扱いについても、さまざまな取り扱いがあるわけですね。実際、按分率を2分の1にしても、4分の1の申請をしているとか、出していないという、それぞれの市の取り扱いや、運用がされていると私は理解しています。

だから、そういう意味で以前、按分なしの上限3万円という中で、トラックや乗用車に給油したり、複数台に入れたりするなど、政務調査費の使い方が適切でない事例が出たことによって、厳しくしようという流れで按分率を4分の1になったことから見ると、2分の1という緩やかな中での適用が適切ではないのかということなのです。

○佐藤徹哉委員長 折笠委員。

○折笠 正委員 他市との比較というお話もありましたが、新政会で話した中においては、他市の状況はどうだという形で、いただいた資料でその部分に関して詳細にわたって説明し

ながら会議を開いたわけです。

その中で、先ほども少しお話がありましたが、やはり面積等が同じ状況下であると、いろいろな形の中で考えたときに、郡山市の半分以上の面積のところであっても、特に自動車燃料費に関しましては、ある程度の金額を出すような形もありました。結局今までの按分率4分の1の根拠も、具体的になぜ4分の1かというような部分も、はっきりと明示されていないという部分もあったような気がしたので、その中で考えたときに、やはり私生活で使う部分が3分の1、政務活動と思われる部分が3分の1、あと雑用も含めた中で3分の1あるだろうという話になりました。

ですから、この部分に関しては慎重審議を行った結果、按分率は3分の1でいいのではないかという話です。

○佐藤徹哉委員長 山口委員。

○山口信雄委員 按分率については、科学的根拠というか、数字的な根拠は、幾ら議論をしても、はっきりしたものが出ないということで、岩崎委員がおっしゃられたのかとは思いますが、ただ、やはり議員活動をする中では、議員活動として使っている部分もあるのも確かです。

ですので、この郡山において議論をし尽くしても、なかなかし尽くせない側面も当然あると思いますので、今まで提示していただいた資料をもとに、全国的に見てこうだという比較・考慮をしながら決めていくべきと考えます。例えば、この辺が妥当であろうという考え方もないと、落とすところが全くなくなってしまい、もう全部認めないということになれば、これもまた、少し乱暴な扱いになってしまうのかなと思います。皆さんが一番に考えているのは市民感情だと思いますので、その中で明確な基準を定めるためにこの委員会があると思います。先ほど各会派で出てきた中で、折笠委員が言われたような、他市との比較とかで、こうしようという論理的なものを模索するしかないのではないかと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 今までの按分の考え方を2分の1、2分の1の公私に分けて、その公の部分はどうかとした場合に、やはり政務活動と議員活動に分けて2分の1、2分の1。これは、私は明確だと思います。

しかも、逆に言えば、今回調べていただいたのは、全国では結構2分の1をとっているところがありますが、こういうのはさらに厳しくやっていますという考え方が、一番市民の皆さんに、ああ、そうかと言われる内容ではないかと思いますが、4分の1という形でいいのではないかというのが根拠です。以上です。

○佐藤徹哉委員長 塩田委員。

○塩田義智委員 志翔会ではなく、私の個人的な意見をここで話すのですが、私も公的な案

内あるいは私的な案内、数多くいただきます。私もお酒は好きですから、私的な場ではお酒を飲みます。そうすると、車で行った場合、帰りは代行かタクシーになり、ガソリン代よりも高額になるわけです。そして、いずれの会合に行っても、私的な会合であっても議員の話には当然なり、どこまでが私的なつき合いなのか、それとも議員としての公的なつき合いになるのか、これは明確にはできない。それに、皆さんも同じかと思いますが、どこを歩いても、だれかと会い、話をするわけです。そうすると個人的な話ばかりではなく、今、議会で何やっているのという話が出てくると、そこでもやはりどの辺で折り合いをつけたらいいかわからない。私は農家ですから、田んぼの見回りをしている途中で、有権者の方とお会いして話をしているとこっちの現場を少し見てくれないかということもあります。

だから、これは本当に難しいところだと思うので、我々としては、按分率は2分の1がいいのかなと思います。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 みんな線引きが難しいことがあるからこそ、按分率を採用していると思います。これまでの4分の1というのは、個人と公の仕事をする、公の仕事でも議員活動と政務活動に分けられるということで、4分の1を採用していたわけです。

ところが、今のお話ですと、2分の1や3分の1ということも主張されているわけですが、どうするのかというのをはっきりとさせたほうがいいと思います。はっきりできない、根拠が示せないのであれば、今後も2分の1主張とか、3分の1主張とか出てくるわけでしょう。

なぜ4分の1なのか、2分の1なのか、3分の1なのかという違いが、はっきりと市民の皆さんに説明責任を果たせるのであればいいのですが、果たせないということになるのであれば、もうすっかりとやめたほうがいいのではないかという意見です。

実際に、今、4分の1になっていますが、使っている会派もあれば、全然請求をしていない会派もあるという実態があるわけです。あるから議員活動ができる、ないから議員活動ができないということではなく、なくてもやっているということです。

ですから、ここの説明責任を果たす上ではっきりと示せないのであれば、そういう選択もあるという意見を出しました。いただいた資料でも、対象外になっているところもあるわけですし、会派の控室ということであれば説明責任が果たせるということで、そこを出すところもあるわけです。自宅は例外ですとなっているところもあるわけです。

ですから、今、政務活動費の使われ方に厳しいチェックが求められている中で、郡山市議会はインターネット上でもきちんと公開をするということを採用したわけでしょう。それは、市民に説明をしていくという意味で採用した取り組みだと思います。

ですから、その基準をどう選択するかをはっきりとさせていないと、すぐにまた2分の1、3分の1、4分の1、どうするかということにもなりかねません。今後はっきりとさせてい

く方向づけはしっかりと位置づけていたほうがいいのではないのでしょうかという意見を申し上げます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 休憩します。

午後 零時 12分 休憩

午後 零時 14分 再開

○佐藤徹哉委員長 それでは再開します。

意見が尽きないかとは思いますが、この項目については再度会派に持ち帰っていただき、考えをまとめていただき、再度、次回協議の上、決定するという事にさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なお、内容については正副委員長においても論点を整理したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのようにさせていただきます。

続いて、協議事項1のイ、要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について協議いたします。

この項目は、佐藤栄作委員から出された項目です。

まずは、確認の意味で佐藤委員から協議項目として上げた内容等について説明を受け、その後、各委員による協議という流れで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それではご異議なしと認めます。

佐藤栄作委員に説明を求めます。佐藤委員。

○佐藤栄作委員 前回、6月28日の資料にも記載されているとおりですが、私どもの志翔会としても話し合いをしまして、市民要望や会派要望とかを、特定の政党や国会議員、県議会議員に直接要望を上げることによって、その市民の要望等が進む可能性が高く、現実的だと思うのですが、そういった意味で、我々議員も市民から要望を受けて、国会議員の先生に要望書を出すことが今までは認められていないのですが、実際、議員政務活動として、そういった事例が多いのではないかと。そういう意味で陳情・要請するために旅費を認めるべきと、会派17名の共通認識で話し合いをしました。市民に対して、その旅費というのを例えば陳情書・要請書なり、内容等々をしっかりとわかるような形でお示しできた上で、市民も納得するような形で報告書を提出すれば、その旅費を認めるべきだと思います。

私も一般質問させてもらいましたけれども、実例をあげますと、富田のふれあいセンター

も請願等々が採択されて、今、地元の正副区長会等で、市の財政だけではなかなか難しいという話があります。では、国で、地元選出の国会議員の方をお願いしてくれとか、国の補助メニューはないのかという要望等も受けています。そういったときに、市民要望、その団体としても、私を通してですが、その要望書を富田町の正副区長会だったら会でもいいのですが、そこから要望していく場合があると思います。

そういう意味で、そういう活動としての旅費をやはり認めるべきで、それは市民も納得する話ではないか、議員の活動として当たり前のことではないかと私は思うので、認めていただきたいと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 佐藤委員の説明が終了しました。

それでは、委員各位の発言を許します。山口委員。

○山口信雄委員 佐藤委員が言ったとおりですが、少し補足する意味で。

ただ会いに行ってお茶を飲んだりすることを防ぐために、先ほど説明があったように、要望書であったり、そういうきちんとした行政調査で行くのと同様な内容を明示するということがあれば、それが議員活動として示せる意味を、改めて強調して会派の中でその辺りの話し合いがあったので、重ねて確認という意味で発言させていただきました。以上です。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 具体的な話でしたが、地元選出の国会議員に要望するのに、地元に来る機会や秘書もいるのにわざわざ東京まで行かなくてはならないのかと思います。政務活動費で行く場合は、要望書を提出するのに監督官庁があるから東京に行かねばならないとか、役所に行くのは認められていますよね。

そして、例えば地元選出の国会議員がいる官庁で話を聞かないといけないようなことがあるならば、それは認められるべきだと思うけれども。

今さら言うまでもなくて、行政執行は内閣がしているのだから、役所に要望するというのは極めて順当なのだから、例えば県会議員の先生方も何とか委員長とかついている場合、そういうところに対しての要望だということであればいいと思うのだけれども、純粋に個人の政治活動、この先生は力があるから何でも要望していいというのは、少し違うのかなという気はします。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 今、発言があったように、この要請・陳情活動費が認められていないということでは決してなくて、相手先が国とか県、公的な機関に対して陳情活動・要請活動を行うために必要な経費には使えますと説明されたと思います。だから、認められていないわけではなくて、認められていますということだと思います。

ただ、要請先が国や県ではなくて個人である国会議員一人ひとりだと対象外だと言ってい

るのですね。これを対象外ではなくて、対象にしてほしいということだと思いますが、この線引きは非常に難しいと思います。政務活動費で政党活動は認められていないのに、政党活動にもなり得るわけで、この線引きが難しい中で、条件をいろいろつけて、要請活動の内容がはっきりわかるものをつけるとかを言われていると思いますが、市民の要望であっても政党活動なのか議員活動なのかの線引きが難しいから、郡山市は国・県という機関であれば大丈夫と言っているのだから、非常に難しいことだと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 佐藤委員のお気持ちはすごくよくわかります。わかりますが、これからウェブ公開するに当たって、今回、私どもで見直しているのは、市民に対してきちんとした説明責任ができるかどうか。要するによい方向に解決する部分と、逆に言えば、同じ案件でも悪くとられる部分がないだろうか。悪くとられた場合、説明責任がつかないものは、今回は襟を正して厳しいほうにすべきという考えで、私どもは今回これをもう一度やっていると思っています。

ですから、気持ちはすごくわかりますが、市民の皆さんからとったら、悪くとられる可能性がある分野ですので、そこはやはり厳しくするほうがいい結果になるのではないかと私は思っています。以上です。

○佐藤徹哉委員長 暫時休憩します。

午後 零時26分 休憩

午後 零時28分 再開

○佐藤徹哉委員長 再開します。近内委員。

○近内利男委員 今までの議論の中で、国・県の機関等を訪問するのは、市長も我々も、郡山市民の、一部の市民ではなくて全体の要望とかを携えて地元選出の国会議員のところには党派を超えて要望しに行っていますよね。ですから、再確認ですが、私たちがそういう市民の要望があれば、国・県及び党派を超えた国会議員に要望しに行くということは、今の制度のもとでできると。国・県等とあると思いますが、その「等」の中には独立行政法人などの公益的な機関も含めるという理解でよろしかったですか。

要するに、現在の決まりごとの運用面での再確認です。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 政務活動費の要請・陳情活動について、その目的先と活動内容については報告していただいております。

事務局では、それに基づいて旅費計算等をしますが、詳細について、例えばお昼をどこで食べますといった部分はわからない部分はあります。実際には、国・県に行ってきたという

報告書で、整理させていただいておまして、要請・陳情活動内容以外の詳細部分までの把握はしていないところではありますが、政務活動として国の例えば環境省に行って話を聞いてきましたといった部分で把握している状況でございます。以上です。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 今、説明をいただきましたが、これは市議会だより181号の最後のページのところに、平成28年度分の会派別収支報告が載っていますが、要請・陳情活動費というのは、どこの会派もゼロになっていますね。ですが、私たち議会では、政務活動費の手引きがあって、国・県、公的な機関への要請活動は認めることになっている確認ができれば、それでいいのではないかと思います。以上です。

○佐藤徹哉委員長 よろしいですか。

それでは、ただいま各委員からさまざまな意見が出されました。一応、その陳情・要請に関しては現状制度の中でできるのではないかという意見も多数あり、結論として現状のまま、国会・県会議員など、個人に行く場合は対象とならない、ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように決しました。

それでは、協議事項1のウ、備品の耐用年数について協議をいたします。

この項目は、私から出させていただいた項目です。備品の耐用年数について、実際とそぐわないものがあるのではないかという話をさせていただきました。

特に、Wi-Fiなど、契約期間も切れてしまうのに10年保管するというのも現実合っていない中で、本当はパソコンに合わせて欲しいというお話をさせていただいたところ。各会派で、それ以外にも、耐用年数が実態とあわないのではないかというものがあればお話しいただきたいのが1点と、これは政務活動費の中でだけ耐用年数を下げるとするのはとても難しいと思います。郡山市の備品にも耐用年数があって、郡山市議会、我々が使っている、政務活動費の中で使っている備品については、その耐用年数に準じたものになっているはず。だから、ただ単に郡山市議会の耐用年数を下げましたということにはならないので、恐らく実態とあわないけれども、ここで決定することはできないのではないかと思っています。

なので、もしWi-Fi以外にもお気づきの点がありましたらご意見いただいて、今の時代の耐用年数にそぐわないということ報告書で報告して、郡山市の備品の耐用年数を検討していただいた上で、それに合わせるという方向が正しいのではないかと考えているところです。

それでは、皆さんの意見を求めます。岩崎委員。

○岩崎真理子委員 意見というか、現在の政務活動費の使い方で備品は、事務所費の中に位

置づけられていますよね。備品とは、通常の状態をおおむね3年以上の使用に耐える物品、そして金額は2万円以上のものという位置づけで、会派で購入や、リースするときに、この備品対応になるかと思えます。

私達の会派が使っていないだけで、法定耐用年数で4年はパソコン、5年にテレビ・ラジオ等、カメラとか、8年、10年、15年となっているのですが、実際にこの備品が、各会派で出されているものが、どんなものがあるのか現状をお聞かせいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 各会派それぞれ使い方があっては思いますが、パソコンや複写機、あとカメラなどといったものが多い形かと思えます。また、会派控室に設置するものと、会派で管理しているものがそれぞれございますが、多いものはパソコン、複写機、カメラといったものでございます。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 W i - F i のことを、今回出されていたと思えますが、これを個人の自宅なのか、会派なのか、どのように使われようとしているのか少し様子がよく認識できません。もしよければ、具体的なW i - F i 契約や利用方法について教えていただけませんか。

○佐藤徹哉委員長 W i - F i は固定のルーターのものと、モバイルルーターのものと分けられると思えます。今回はそのモバイルルーターとして購入したものを話題にしています。

ですから、現在、志翔会では全員がタブレット端末を持っていて、自分の発信あるいは記録に使わせていただいているところですが、自宅あるいは会派控室を一步出れば、W i - F i 環境の整備が進んでいるとは言いがたい状況で、携帯型のW i - F i というのもすごく高いものになっているところです。もちろん、携帯用のポケットW i - F i についても金額に差があって、2万円以下ならば消耗品になるのですが、メーカーあるいは契約によっては3万円だったり、4万円だったり、2万円を大きく超えるものも発生してきていて、この部分が備品として認定される部分です。

ただ、W i - F i というのは、通信契約があって初めて機能するものであって、要はパソコンやタブレットなどとセットでないと、W i - F i だけあっても何ら用をなさないので。なので、パソコン、タブレットなどの耐用年数が4年ときちんと決められているのなら、それに合わせるべきではないかというのが私の意見です。

ただ、それも今まで規定の中に、W i - F i というものがなかったもので、その他の物品ということで10年というのは正しくないだろうとは思いますが、議会だけはポケットW i - F i の耐用年数を4年にして、郡山市の備品のリストと違うものができ上がってしまうと正しくないなので、この部分については、この検討委員会の意見として報告の一文に入れていただ

ければと思っています。

○佐藤徹哉委員長 飯塚委員。

○飯塚裕一委員 少し事務局にお伺いしたいのですが、郡山のこの備品の取り扱いに関して、どこが市の部局で所管をして、このような耐用年数とかを決めているのか。備品であれば、学校等も同じであったわけですが、一般の行政機関であれば備品台帳をつくって、必ず備品の点検や監査等されるわけですが、その辺の取り扱いについてどうなっているかお伺いしたい。以上です。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 郡山市の備品に関しては、公有資産マネジメント課で所管しております。今回、会派の備品に関しては、そこは郡山市で所管しているものではありません。

1点、修正させていただきたいのですが、郡山市の備品の取り扱いではなくて、国税庁のホームページを見ていただくとわかるのですが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の中で、パソコンに関しましては4年ということで、その省令表に基づいて、郡山市の政務活動費の手引き37ページに記載しておりますが、こちらに主なものを載せている状況でございます。

今回、協議いただきました法定耐用年数に合わない部分、W i - F i につきましてはこちらの法定耐用年数表にW i - F i というくくりがなく、その場合、どのような取り扱いになるのか資産税課に確認したのですが、税制では一般的にパソコン等に該当しない部分で、事務機器、通信機器のその他のものというくくりで分類する形で、耐用年数が10年ということでした。ここの耐用年数の表の中にW i - F i はストレートに4年とか書いてあれば、そのまま4年ですとお答えできるのですが、今、事務局で耐用年数を管理する根拠となる部分はこの部分しかないものですから、W i - F i に関しても10年という形でお話しさせていただいたところでございます。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 箭内委員。

○箭内好彦委員 そうしますと、これは事務局にまたお尋ねしたいのですが、市では、そのポケットW i - F i というのは対象にしていないということですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 基本的に、市役所はW i - F i 環境ではなく、有線により庁舎内で業務執行をするということです。それを個人で買うことはあるとしても、所属の備品とかで買うというのは基本的にはないというところでございます。

ただ、特定の業務で、例えば外に出てやらなければならないという業務が発生して、必要に応じて買う場合もあるかもしれませんが、基本的にはそういったものの購入というのはいないという認識をしております。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 但野委員。

○但野光夫委員 ポケットW i - F i は、何か呼び名は違うけれども、携帯電話ですよ。携帯電話ではなくて基地局だと言われればそれまでですが、その仕掛けは携帯電話に極めて似ている。

ただ、今市長が言っている第五世代の高速通信がこれから出てくるので、役所とか、それこそ国税にもいま一度考え直してもらって、備品のあり方を考え直してもらおうという提言をするのはいいのではないかと思います。

今後の備品の耐用年数について、新しいI C T製品が出てくるので、それはよく検討されたいということではないですか。

○佐藤徹哉委員長 今、そういうご意見いただきましたので、提言的案を正副委員長で作成して、次回委員会で皆さんに内容に目を通していただきたいのですが、そういった形で提案してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、協議を続けます。

次に、協議事項（２）、その他について。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なければ、事務局から何かありますか。佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 事務局から協議事項に１つ追加していただきたい事項があります。

資料購入費のうちの新聞雑誌等購読料の取り扱いでございます。

現在、新聞につきましては、２紙以上４紙までを政務活動費の充当対象としております。しかし、日々の新聞で毎月領収書があるもののほか、農業新聞や教育新聞、週刊等、日々の新聞ではなく、領収書が３カ月、半年、１年とまとまった期間で出されているものがございます。これらについては、支出調書の整理の中でわかりづらい部分が生じております。

また、条例に基づき市長に送付し、審査している総務法務課との話の中でも、年間払いの新聞代と毎月払いの新聞代、支出調書の時期が同じでない場合は、何紙購読しているのかも確認しづらいというお話もございまして、こちらの取り扱いについて、追加の協議事項として取り扱っていただければと思っております。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 それでは、事務局から協議事項に加えるべく提案されましたが、協議事項、その他に加えてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 なければ協議事項を閉じさせていただきます。

それでは、大きな項目の3、その他について委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局から。佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 事務局から領収書等のウェブ公開について、実際にこのような形になりますということで、プロジェクターを用いて説明いたします。

まず、郡山市のトップページのページ下部にある郡山市議会をクリックすると、郡山市議会のウェブページに飛びますが、その下に政務活動費がございます。そこをクリックすると、政務活動費のページに移ります。さらに政務活動費収支報告書等をクリックすると、政務活動費収支報告書に移りまして、平成28年度をクリック、平成28年度政務活動費収支報告のページに移ります。平成28年度政務活動費会派別収支報告書の一覧表をクリック、議会報に載せている形の会派別の収支報告表に移ります。上部に各会派の名称があります。名称をクリックすると、それぞれの会派の収支報告、現金出納簿のページに移ります。

無所属の会の筋内委員から、例として表示してもいいということでご了解いただきましたので、実際には無所属の会のものを使って説明いたします。

無所属の会の名称のところをクリックすると、無所属の会の政務活動費収支報告書と、次の現金出納簿に移ります。実際に、政務活動費収支報告書に移りますと、今回は無所属の会では、支出がないので対象がありませんが、左側に区分1、2は調査研究費、研修費、そして、区分3、4は広報費、広聴費、区分5から11のその他という3つのくりにしております。

それぞれになりますが、例えばこちらを直接クリックすると、支出調書に移ります。支出調書をもとにそれぞれ領収書などがついております。公開しているものと同じ形で、個人情報、携帯電話番号が入っていますが、こちらは消しております。あと議会報等も個人的な部分になるEメールに関しては消しているもの以外は、基本的に公開する予定です。公開している電話番号については公開となります。

さらに、区分5～11をクリックしますと、今度は同じように支出調書がそれぞれあらわれてきて、書籍の購入費という部分になります。お客様番号など、できる限り個人情報に該当する部分は消しております。

また、相手方の印影も、個人情報に当たる部分に関しては、消しております。

さらに、簡便な検索機能もあります。例えばこちらに、無所属の会と入力すると、該当するところを拾って、表示するような形で作成しております。

また、この直接行く方法のほかに、こちらの欄には会派別もございまして、例えば同じように無所属の会をクリックすると、これはイメージですが、収支報告書、現金出納簿、あと調査研究、研修、区分1、そのほか、広報、広聴費、区分3、その他区分5～11という形に

なりまして、こちらも同じようにクリックすると、それぞれ政務活動費の領収書等の画面に移るような形です。また、なるべくわかりやすくはしていますが、ボリュームが多いものですから、それぞれのファイル、データ容量の関係から、例えば調査研究、研修費のくくりもファイル1、ファイル2、ファイル3などでわかりやすい形で作業をしたいと思います。

なお、1つの支出調書に調査研究、広報、事務所費などが掲載されている場合は、それぞれの区分に重複して載せるような形を考えております。

PDFファイルは、セキュリティ上制限をつけてファイルをダウンロードできない形にしていますが、ただ、今映っている画面の画面コピーや、画面を直接撮影するなどはどうしようもない部分です。しかしながら、できる限りセキュリティ面に留意して、変な引用をされないような形では心がけております。ですが、どうしてもウェブ上でございますので、限界はありますが、なるべく可能な限り対応するように考えております。

このような形で作業を進めておりまして、スムーズに作業が進んだという前提で、今の予定としては、8月10日にはウェブ上で公開する形で予定しております。

政務活動費の領収書のウェブ公開に関しては以上です。

○佐藤徹哉委員長 何かご質問等ありますか。蛇石委員。

○蛇石郁子委員 報告書等は完全に全部公開されるのですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 まず、基本的に紙ベースで公開していますから、それと同じような形でウェブ掲載します。また、重複した部分や、縦書きと横書きが混在した場合は検索機能が使えない部分もあるなど、今後の課題は幾つかありますが、今の時点ではこのような形で公開を進めたいと考えております。以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 岩崎委員。

○岩崎真理子委員 私も質問1つ、教えてください。

黒塗りになる部分は、個人情報という説明が出てきました。相手の印鑑とか、それからEメールというのが今の説明でありましたが、公開されている携帯電話については隠さないということですね。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 議員のみなさんの自宅住所や自宅の電話番号は公開されていますが、携帯電話の番号に関しては公開していないという前提です。

○佐藤徹哉委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、以上で3のその他を閉じさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程についてですが、8月9日水曜日午後1時15分から開催し

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、そのように決定させていただきます。

それでは、次回の委員会において、今回継続となりました按分の考え方についてと、耐用年数のある備品についての考え方を報告書の文言で出させていただくと、毎日配布されるものではない新聞の定期購読のまとめた請求額についての3つが内容となりますが、よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、開催通知について後日改めて事務局より発送いたします。

それでは、以上で政務活動費検討委員会を終了いたします。

午後 1時01分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 山口 信雄